

監査制度・地方議会制度について

監 査 制 度

監査委員制度の概要

1 選任方法等

監査委員は、議会の同意を得た上で普通地方公共団体の長が任命。（§ 196①）

	定数（§ 195②）	内訳（§ 196①）
都道府県 人口25万以上の市	4人※ ₁	議員1人の場合は、識見を有する者3人※ ₂ 議員2人の場合は、識見を有する者2人※ ₂
市町村	2人※ ₁	議員1人、識見を有する者1人※ ₂

※₁ 識見を有する者から選任される委員は条例で増加することができる。（§ 195②）

※₂ 識見を有する者から選任される委員が2人以上である場合、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職であった者は1人以下でなければならない。【いわゆるOB制限】（§ 196②）

※₃ 任期 識見：4年、議選：議員の任期（§ 197）

2 解任方法

○ 罷免（§ 197の2）

普通地方公共団体の長は、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開催した上で、議会の同意を得て、監査委員を罷免することができる。

- ・ 監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
- ・ 監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるとき

○ 退職（§ 198）

監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

4 服務等

- 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。（§198の3①）
- 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。（§198の3②）

5 代表監査委員（法 § 199の3）

- 識見を有する者から選任される監査委員の1人を代表監査委員としなければならない。
- 代表監査委員は、監査委員に関する庶務等の事務を処理する。

6 監査委員事務局（法 § 200）

- 都道府県の監査委員に事務局を置く。
- 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

7 監査の範囲・権限等

- 監査委員は、以下の監査等を行う。
- 監査のため必要があると認めるときは、関係人への調査・出頭要請・帳簿等の提出要請、学識経験者からの意見聴取が可能。（§ 199⑧）

監査委員が必ず行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（年1回以上）（定期監査）（§ 199①④）
- ・ 決算審査（§ 233②）
- ・ 例月出納検査（§ 235の2①）
- ・ 基金の運用状況の審査（§ 241⑤）
- ・ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律 § 3①（平成20年4月1日施行））

監査委員が任意に、又は長等の請求により行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（必要がある場合）（随時監査）（§ 199①⑤）
- ・ 地方公共団体の事務の執行に係る監査（必要がある場合）（行政監査）（§ 199②）
- ・ 財政援助団体等の監査（必要がある場合又は長の請求）（§ 199⑦）
- ・ 指定金融機関等の監査（長・公営企業管理者からの請求）（§ 235の2②、地方公営企業法 § 27の2①）
- ・ 事務監査請求による監査（住民・議会・長からの請求）（§ 75・98・199⑥）
- ・ 住民監査請求による監査（住民からの請求）（§ 242）
- ・ 職員による現金・物品等の損害事実の有無の監査等（長からの請求）（§ 243の2③）

外部監査制度の概要

1 外部監査契約の締結（§ 252の36①等）

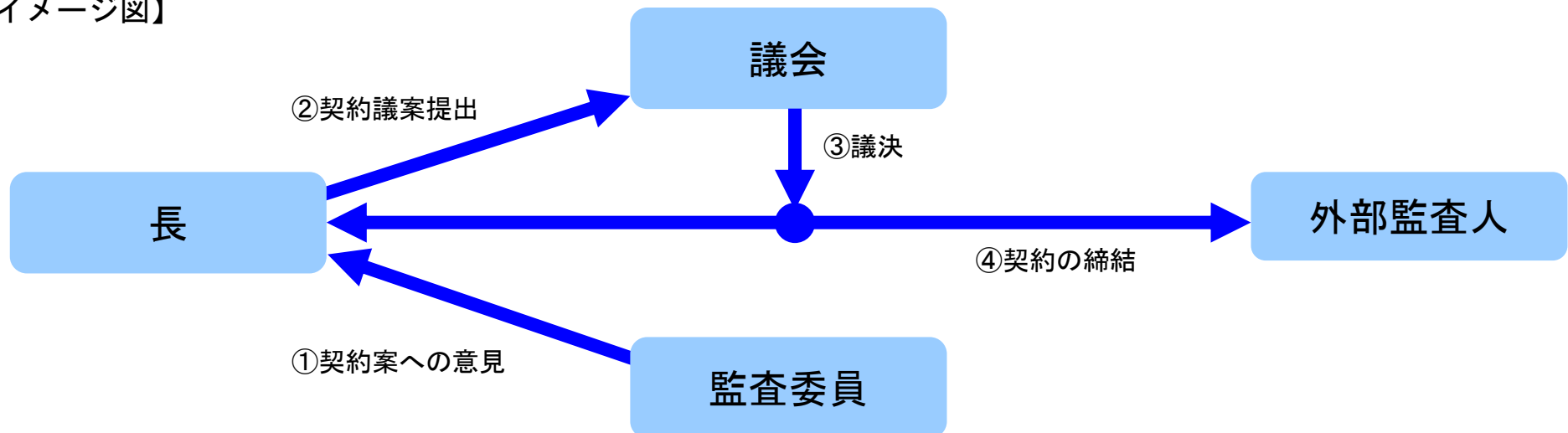
【包括外部監査契約】

- 都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結。
- ※ 連続して4回、同一の者と契約を締結してはならない。
- 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【個別外部監査契約】

- 条例により個別外部監査を行うこととした地方公共団体で、住民・議会・長から監査委員の監査に代えて外部監査人による監査の要求があった場合、個別外部監査契約を一の者と締結。
- 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【イメージ図】



2 外部監査契約を締結できる者（§ 252の28①②）

地方公共団体が財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次に該当するもの

- 弁護士
- 公認会計士
- 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で、監査に関する実務に精通しているもの
- 税理士

3 外部監査契約の解除（§ 252の35）

- 上記の資格要件に該当しなくなったとき等は、外部監査契約を解除しなければならない。
- 外部監査人が①心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、②外部監査人に法令・外部監査契約に違反する行為があると認めるとき、③その他外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不相当と認めるときは、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得た上で、外部監査契約を解除できる。

4 外部監査人の義務等

- 外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を実施（§ 252の31①）
- 常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査を実施（§ 252の31②）
- 特定事件についての監査の制限（§ 252の29）
- 守秘義務・みなし公務員（§ 252の31③～⑤）

5 外部監査人の監査の事務の補助（§ 252の32）

- 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。
- 外部監査人は、外部監査人補助者を監督しなければならない。

6 外部監査人と普通地方公共団体との関係

- 外部監査人と監査委員とは、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。（§ 252の30①②）
- 議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。（§ 252の33①）
- 議会は、外部監査人の説明を求め、又は外部監査人に対して意見を述べるることができる。（§ 252の34）

7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく個別外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率※₁のうちのいずれかが早期健全化基準※₂以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。（平成21年4月1日施行）

※1 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

※2 早期健全化基準

財政健全化計画の策定・公表を行うこと等により、財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて政令で定める数値

各国の地方自治体の内部監査制度の比較

	イギリス (イングランドのカウンティ、大都市圏 ディストリクト、ディストリクト、ユニタリー)	ドイツ (バーデン・ヴュルテンベルク州のクライ ス(郡)、ゲマインデ(市町村))	スウェーデン (ランスタング、コミュニ ン)	フランス (レジオン、デパルトマン、 コミューン)	韓国 (広域自治体、基礎自治体)
位置づけ	・執行機関の内部部局	・執行機関の内部部局	・執行委員会からは独立 した委員会	・国の機関の一部	・議会の委員会
身分・ 選任資格	・地方公務員 ・局長は会計士等の資格必要	・地方公務員 ・局長は会計士等の資格必要	・議会議員、一般の民間 人	・国家公務員 ・会計士等の資格必要	・議会議員
任期	—	—	・4年	—	・4年
任免権者	・執行機関の長	・執行機関の長	・議会	・大蔵大臣	・議会
監査対 象事項	・財務監査(適法性・妥当性)	・財務監査(適法性) (妥当性は議会の要求がある 場合)	・財務監査(適法性・妥 当性)	・命令者の支払い・収入 命令に対する事前監査 (適法性)	・財務監査
	・行政執行監査(適法性・妥当 性)	・行政執行監査(適法性・妥当 性は議会から要求がある場合)	・行政執行監査(適法 性・妥当性)	・行政執行監査	・行政執行監査
	・自治体と関係のある民間法 人(公金の出入りのみ)	・自治体と関係のある民間法人 (公金の出入りのみ)	・自治体と関係のある民 間法人	・自治体と関係のある民 間法人	・自治体と関係のある民間 法人(公金の出入りのみ)
監査方法、 基準	・内部で作成	・州の市町村法等 ・内部で作成	・内部で作成	・公会計局内部の国家 内部監査委員会が作成	・内部で作成(議会の承認)
監査結果	・監査結果に対し、執行機関・ 議会は法的に拘束されない。	・監査指摘事項に対して、執行 機関の長は調査の上、回答し なければならない。 ・この回答を踏まえ、内部監査 局は議会に監査報告書を提出。	・監査結果は、議会に報 告。 ・監査官は、指摘事項が 執行委員会等の活動に 反映されているかチェッ ク。	・支出、収入命令に違法 性が認められれば、その 命令は執行されない。 ・命令者は、執行命令を 出すことができるが、個 人的な弁償責任を代わ りに負う。	・議会議員が行う監査のた め、議会で予算・決算承認 を受けなければならない点 で首長は拘束される。

各国の地方自治体の外部監査制度の比較

	イギリス 〔・イングランドのカウンティ、大都市圏 ディストリクト、ディストリクト、ユニタリー〕	ドイツ 〔・バーデン・ヴュルテンベルク州のク ライス(郡)、ゲマインデ(市町村)〕	スウェーデン 〔・コムーニ、ラ ンズティング〕	フランス 〔・レジオン、デパルتمان、コミューン〕 ＜州会計検査院＞ ＜地方長官＞ ※レジオン、デパルتمانのみ		韓国
位置づけ	・独立した法人である監査委員会が自治体毎に任命(外部監査官)	・州政府の機関(州自治体監査局)	※内部監査のみ	・国の組織(州会計検査院)	・国の組織(州(県)庁の地方長官)	※内部監査のみ
身分・選任資格	・会計士団体の資格を有し、外部監査官として登録され研修を受けている者	・自治体上級官吏職員の資格等		・国家公務員	・国家公務員	
任免権者	・監査委員会(国務大臣が任命した委員により構成)	・州自治体監査局長(州内務省と州自治体監査局理事会の協議で任免)		・共和国大統領	・共和国大統領	
監査対象事項	・財務監査(適法性・妥当性)	・財務監査(適法性)		・公会計の適法性監査 ・予算行為の監査	・予算監督	
	・行政執行の監査(適法性・妥当性)	・被監査自治体から依頼があれば、行政執行監査(適法性・妥当性)		・行政執行監査		
	・自治体と関係のある民間法人等(公金の出入りのみ)	・自治体と関係のある民間法人等(公金の出入りのみ)		・自治体と関係のある民間法人		
監査方法、基準	・国会で承認された監査実務規則 ・監査委員会が定めた監査規則	・州が規定する市町村法等 ・内部の監査プログラム		・法律に規定		
監査結果	・監査中公に注意を喚起すべき問題が生じたとき、「公益のための報告書」を作成し、議会に送付。 ・議会は4ヶ月以内に審議し、取扱を決定。 ・監査官は裁判所に違法支出宣言を求めることができる。	・監査報告書に対して、被監査自治体の長が改善措置を行う。 ・指摘事項が解決されていなければ、州自治体監査局は州内務省に報告し、州内務省が問題点改善のために必要な介入を行う。		・法的に拘束される。 ・執行機関の長が個人的賠償責任を負うことがある	・予算成立命令 ・予算が不均衡の場合、州会計検査院に提訴、州会計検査院の調整案が拒否された場合、強制的に予算策定	
監査実績	・10の地方公共団体に対して16件の勧告(1996年)			※アルザス州会計検査院(2006年) ・適法性監査 316の裁定 ・業務執行監査 29の意見書 ・財務監査 5の答申		

地 方 議 会 制 度

議員の選出

- 議会は、直接選挙により選出された議員により構成
- 議員は、選挙人が投票により選挙する。（法 § 17）

- ① 任 期：原則として、一般選挙の日から起算して4年（法 § 93）
補欠議員の任期は、前任者の残任期間（公選法 § 260①）
 - ② 選 挙 権：日本国民たる年齢満20歳以上で、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者（法 § 18）
 - ③ 被選挙権：選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のもの（法 § 19）
 - ④ 選 挙 区
 - ・ 都道府県議会議員
郡・市（指定都市についてはその行政区）の区域（公選法 § 15①、§ 269）
 - ・ 指定都市議会議員
行政区の区域（公選法 § 15⑥）
 - ・ その他市・町村議会議員
原則その市町村の区域をもって選挙区となるが、特に必要があるときは条例で選挙区を設置（公選法 § 15⑥）
- ※ 原則として、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。（公選法 § 15⑧）

議員定数

- 人口区分に応じて上限を以下のとおり団体の人口区分ごとに法定。その数を超えない範囲内で条例で定数を定める。（法 § 90、91）
- 町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。【町村総会】（法 § 94）

	人口区分	定数の上限
都道府県	人口 100万～	46人～120人（人口が7万人増加するごとに1人ずつ増加）
	人口 75万～100万未満	41人～45人（人口が5万人増加するごとに1人ずつ増加）
	人口 75万未満	40人
市	人口 90万～	64人～96人（人口が40万人増加するごとに1人ずつ増加）
	人口 50万～90万未満	56人
	人口 30万～50万未満	46人
	人口 20万～30万未満	38人
	人口 10万～20万未満	34人
	人口 5万～10万未満	30人
	人口 5万未満	26人
町村	人口 2万～	26人
	人口 1万～ 2万未満	22人
	人口 5千～ 1万未満	18人
	人口 2千～ 5千未満	14人
	人口 2千未満	12人

議員の議員報酬等

○ 議員の議員報酬等

- 議員報酬、費用弁償を支給（法 § 203①・②）
- 期末手当を支給することが可（法 § 203③）
- ※ 額・支給方法は条例で規定（法 § 203④）

○ 政務調査費（法 § 100⑭・⑮）

議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会の会派・議員に対し、政務調査費を交付することができる。

- ※ 額・対象経費・支給方法等は条例で規定
- ※ 交付を受けた会派・議員は、条例で定めるところにより議長へ収支報告書を提出

議会の権限

執行機関（長）

- ・ 検査権（法 § 98①）
- ・ 監査請求権（法 § 98②）
- ・ 調査権（法 § 100）
- ・ 議場への出席要求権（法 § 121）
- ・ 請願処理報告請求権（法 § 125）
- ・ 同意権（法 § 162等）
- ・ 不信任議決権（法 § 178）
- ・ 承認権（法 § 179③等）
- ・ 諮問答申権（法 § 206④等）

- ・ 議会の招集（法 § 101）
- ・ 再議・再選挙の請求（法 § 176・177）
- ・ 議会の解散（法 § 178）
- ・ 専決処分（法 § 179・180）

議会

議決権

選挙権

決定権

懲罰権

会議規則制定権

自主解散権

- ・ 調査権（法 § 100）
- ・ 請願受理権（法 § 124）

- ・ 議員の解職請求（法 § 80）
- ・ 議会の解散請求（法 § 76）

- ・ 公益に関する事件についての意見書提出権（法 § 99）

住民その他関係人

国会、関係行政庁

議会の議決権

議決事件

必要的議決事件（法 § 96①）

- ① 条例の制定・改廃（法 § 14）
- ② 予算の議決（法 § 211・218）
- ③ 決算の認定（法 § 233）
- ④ 地方税の賦課徴収・分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収
- ⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ①）
- ⑥ 財産の交換・出資・支払手段としての使用・適正な対価なくしての譲渡又は貸付け（法 § 237②）
- ⑦ 不動産の信託（法 § 237③）
- ⑧ 政令で定める面積以上の不動産、動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ②）
- ⑨ 負担付きの寄付・贈与
- ⑩ 権利の放棄
- ⑪ 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用（法 § 244の2 ②）
- ⑫ 地方公共団体が当事者である不服申立て・訴えの提起・和解・あっせん・調停・仲裁
- ⑬ 損害賠償額の決定
- ⑭ 公共的団体等の活動の総合調整
- ⑮ 法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む）により議会の権限に属する事項（例：指定管理者の指定、外部監査契約の締結、地方道路の認定 等）

任意的議決事件（法 § 96②）

※ 以上のほか、条例で地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く）について議会の議決事項を定めることができる

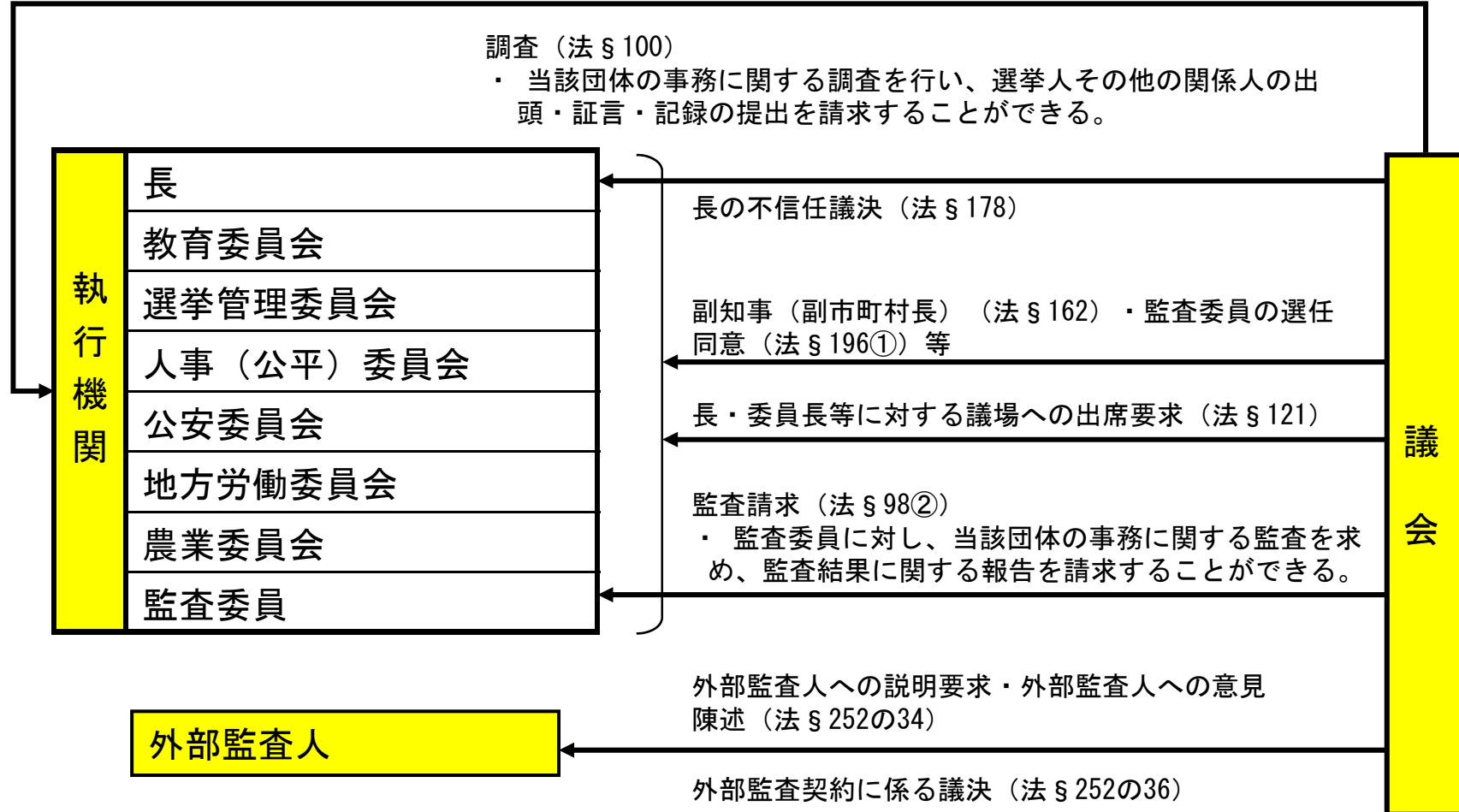
議会の執行機関等に対する監視機能

検査（法 § 98①）

- ・ 当該団体の事務に関する書類・計算書を検閲し、長等の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行、出納を検査することができる。

調査（法 § 100）

- ・ 当該団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭・証言・記録の提出を請求することができる。



※ 第三セクター等の経営状況書類の提出（法 § 243の3）

長は、2分の1以上出資法人等の事業計画・決算書類、不動産信託の受託者の事業計画・実績書類を議会へ提出しなければならない。

議会の運営

議会の招集 (法 § 101)		・ 議会は、長が招集 ・ ①議長は、議会運営委員会の議決を経て、また、②議員の定数の4分の1以上の者は、長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することが可 ・ 上記請求があったときは、請求日から20日以内に招集しなければならない。
定例会・臨時会 (法 § 102)		・ 定例会は、毎年、条例で定める回数招集 ・ 必要がある場合において、その事件に限り、臨時会を招集
定足数、議員の請求による開議		・ 議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。(法 § 113) ・ 議員の定数の半分以上の者からの請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。(法 § 114)
議長・副議長	選出	議員の中から議長・副議長1人を選挙(法 § 103①)
	任期	・ 議員の任期による(4年)(法 § 103②) ・ 議会の許可を得て辞職することができる(法 § 108)
	議長の権限	秩序維持権(法 § 104・129・130・131)、議事整理権(法 § 104)、事務統理権(法 § 104・138⑦)、議会代表権(法 § 104)、委員会における発言権(法105) 等
議案の提出		・ 議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。(法 § 112) * 執行機関の執行の前提要件・前提手続として議決を経るべき事件の提案権は、長に専属 * 予算の提案権は長に専属 * 団体の意思を決定すべき事件の提案権は、他の特別の規定がない限り長と議会の双方に存する。(議員提出は定数の12分の1) * 議会に常任委員会等を設置するための条例の提案権などは、議員に専属 ・ 常任・議会運営・特別委員会は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。(法 § 109⑦等)

会議の公開 (法 § 115)	・ 会議は公開 ・ ただし、秘密会を開くことができる。(議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数での議決が必要)
修正の動議 (法 § 115 の 2)	・ 議案に対する修正の動議を議題とする場合には、議員の定数の 1/2 以上の者の発議によらなければならない。
表決 (法 § 116)	・ 議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。(例外) * 事務所の位置の条例、秘密会、議員の資格決定、拒否権による再議など → 出席議員の 3 分の 2 以上の多数での同意 * 直接請求による副知事等の解職、除名処分、不信任議決など → 議員の 3 分の 2 以上の出席、その 4 分の 3 以上の同意
除斥 (法 § 117)	議長及び議員は、自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹の一身上に関する事件、これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。(ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することが可能)
会期不継続の原則 (法 § 119)	会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。
会議規則 (法 § 120)	議会は、会議規則を設けなければならない。
議会事務局 (法 § 138)	・ 都道府県の議会に事務局を置く。 ・ 市町村の議会に条例に定めるところにより、事務局を置くことができる。
議会図書室の附置 (法 § 100^⑱)	議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、官報・公報・刊行物を保管

諸外国における地方議会制度

議会の権限等

	イギリス	ドイツ ※バーデン・ヴュルテンベルグ州		スウェーデン		フランス			イタリア			韓国	
	基礎自治体・広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体
	公選首長と内閣制度 (公選首長とカウンシルマネージャー制度)	ゲマインデ	クライス	コミューン	ランステイング	コミューン	デパルتمان	レジオン	コムーネ	プロヴァンチア	レジオーネ (エミリア・ロマーニャ州)	市・郡・自治区	特別市・広域市・道・特別自治道
議会の招集権	監督官。形式的には監督官が招集の告知を行う。通常会については、最初の議会で日程を決定。臨時議会については、議会の議決、議長、5人以上の議員の請求をもって、監督官に招集を要請。	首長（議長）		議長		議長（首長）	議長（首長）	議長（首長）	議長		議長	首長又は議長	
議案の提出権	首長（内閣）、議員。予算や政策の骨格については、首長（内閣）が提案。議員による動議の権限あり。	首長（議長）及び全議員の1／4以上の議員		委員会、議員、監査委員又はその代理、起草委員会及び公営企業の取締役会		議長（首長）及び議員	議長（首長）及び議員	議長（首長）及び議員	首長、評議会（執行機関）、議員、地区評議員、2,000人以上の住民の署名による発議	首長、議員、5,000人以上の住民の署名による発議	首長、評議会（執行機関）、議員、5,000人以上の住民の署名による発議	首長及び議員	

	イギリス	ドイツ ※バーデン・ヴュルテンベルグ州		スウェーデン		フランス			イタリア			韓国	
	基礎自治体・広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体
	公選首長と内閣制度 （公選首長とカウンシルマネージャー制度）	ゲマインデ	クライス	コミュン	ランステイング	コミュン	デパルトマン	レジオン	コムネ	プロヴァンチア	レジオーネ （エミリア・ロマーニャ州）	市・郡・自治区	特別市・広域市道・特別自治道
議決権	制限列举。主な議決権は、基本法典の採択・変更、政策枠組や予算案の承認、執行機関が政策枠組と異なる政策を実施する場合の可否、委員の就任、議員の報酬スキーム。	概括的に規定		制限列举（列举事項については、委員会への委任は不可）。主な議決権は、事業の目標と方針、予算、課税その他の重要な財政的課題、専門委員会の組織と活動形態、委員会及び起草委員会の委員及び委員代理の選出、監査委員及び監査委員代理の選出、政治的代表者に対する経済的な報酬の基準、各年度の活動報告の承認及び責任解除、住民投票。（地方自治法3章9条、10条）		制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組・方式の決定、財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等、公益事業の創設及び組織化、公共工事請負契約に関する枠組の決定、コミュンの名において行われる訴訟及び応訴の承認、職員の身分規定、職の創設及び廃止（法律・デクレに規定）。	制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組・方式等の決定、財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等に関する契約締結の決定、公役務の創設・廃止、事業を行う組織の決定、公共工事の計画及び見積りについての決定（所管部局の決定）、経済的・社会的事業への関与の決定、デパルトマンの名において行われる訴訟についての承認（法律に規定）。	制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、決算の承認、州税率、地方債の枠組等の決定、州への諮問を義務づけられている事項について審議・意見の陳述、国会計画の策定と遂行への協力、州計画の策定・承認、地方公共投資の調整措置の提案、不動産の取得、譲渡（法律に規定）。	制限列举。地方自治法典第42条	制限列举。エミリア・ロマーニャ州憲章第28条	制限列举（ただし、条例で定めるところにより議会の議決事項追加可能）（地方自治法第39条）		

会期

イギリス	ドイツ	スウェーデン
議会に関して法律で義務付けられているのは、最低年1回本会議を開催することだけで、それ以外については自治体で個別に決定することができることとなっているため、自治体毎に異なる。	※通常、議会は夕刻から開催される。	コミューン：一般的に、7月・8月以外の毎月一度、年間概ね10～12回程度開催。通常、夕刻から開催され、2～5時間程度かけられる。 ランスティング：コミューンより開催回数は少ない。昼間に開催されることが多い。
フランス	イタリア	韓国
コミューン・デパルトマン・レジオンともに、議会は少なくとも4半期に1度開催される。また、常務委員会は、議会閉会中も恒常的に開かれる。	コミューン、及びプロヴィンチア議会の開催については、地方自治統一法典第39条に、評議会議長あるいは、議会議員の要求にもとづいて開催されると記されている。 ※コムーネ：8月を除く毎週月曜日の18：00～20：00に議会が開催されている（ボローニャ市）。 ※プロヴィンチア：ほぼ週1度議会が開催されている（ボローニャ県）。 ※レジオーネ：州法には特に決まりはないが、頻繁に行われている。（2007年7月は13日開催。8月は休み）	定例会は毎年2回（6・7月中、10・11月中）開催される。 年間の会議総日数及び定例会・臨時会の会期は、各地方自治体の条例で定める。

議員定数

イギリス	ドイツ	スウェーデン
各選挙区と定数が規定されている。	・ゲマインデ：人口規模に応じて州法において規定 ・クライス：人口規模に応じて州法において規定	人口規模に応じて地方自治法において最低議席数を規定
フランス	イタリア	韓国
・コミューン：人口規模に応じて地方自治法において規定 ・デパルteman：選挙法典に原則として1カントン1議席と規定 ※ デパルtemanの中に複数の郡があり、郡の中に複数のカントンが存在する（フランス全土で、343郡、4,039カントンある。）。選挙区はカントン単位で、原則として1のカントンから1の議員を選出する。例外は、パリ（20カントン163議席）と、テリトワール・ド・ベルフォール（1カントンから4議席）である。 ※カントン：フランス革命の一時期だけ自治体として設けられた単位。現在では行政単位ではなく、選挙区、憲兵隊の配備、登記等に関する管轄区域としての意義のみを持つ。 ・レジオン：選挙法典に規定	・コムーネ・プロヴィンチア：人口規模に応じて地方自治法典において規定されている（地方自治統一法典第37条） ・レジオーネ：人口規模に応じて州の選挙に関する国の法律に規定されているが、地方分権政策に伴い、現在各州が独自の選挙法を制定しつつあり、州選挙法を採択した州に関しては、議員数はそれに定められている。	公職選挙法において規定

議員報酬

イギリス	ドイツ	スウェーデン
- 基本的に給与は支給されていない（ロンドン議会議員には給与が支給されている。）。 - 法に基づく手当としては、基礎手当、特別責任手当、所得損失手当、世話手当があり（1989年地方自治・住宅法、1980年地方自治・計画・土地法、2000年地方自治法）、議員活動に伴う活動経費（旅費等）も支給される。 - 退職後一部の議員には年金が支給される（2000年地方自治法）。 - 従来あった出席手当は廃止された。 ※ 議員は名誉職と考えられている。	- 議員がその議員活動によってその収入に損失を受けた場合には、当該地方自治体によって補償される。 - 通常、少額の報酬（月額）と出席手当が支給される。 ※ 議員は一般的に名誉職と地方自治法で規定されている。	- 原則として無給であり専門職ではない。多くの地方議員が兼業である。 - 例外として、コミッショナー（執行委員会の委員長を務める議員や議会の審議過程で指導的役割を担う議員。通常フルタイムで勤務。）には、フルタイムの専門職としての報酬が支払われる。 - コミッショナー以外に支払われる報酬には、活動経費の支弁、会議出席に係る諸費用の補填、議員活動のために他の職業の収入の一部が失われた場合の所得補償、会議出席に対する報酬等がある。
フランス	イタリア	韓国
- コミューン：原則的に無償だが、手当を受けることもできる。また、議会が認める職務を執行する場合、一定の上限のもと、必要経費について実費弁償される。 - デパルテマン・レジオン：議員には、その職務の遂行に対して手当が支給される。	- コムーネ：出席に応じた日当を支給。 - プロヴィンチア：出席に応じた日当を支給。 - レジオーネ：当該団体の職員給与と同じく、生活給であるとされている。（エミリア・ロマーニャ州、州憲章30条）。	- 従前は、議員は名誉職で無報酬の非常勤職であったが、2003年の地方自治法改正により、名誉職の規定は削除された。 - 大統領令で定める範囲内において条例で定める議政活動費、公務旅費、会期手当が支給される（地方自治法第33条）。

職業公務員と議員の兼職可能性

※ 被選挙権の制限

イギリス	ドイツ	スウェーデン
地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の被選挙権者となることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員（事務総長、法律に基づいて設置される管理職、法定外の管理職、準管理職、監督官、法律アドバイザー（Political Advisor））は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員でも被選挙権者となることはできない。	連邦、州、市町村における官吏等※1の被選挙権は、法律により制限できる。 ※ 一般的に、ひろく（官吏含む）、立候補・選挙準備のための休暇の保障が規定されている。また、議員の職務を引き受け、かつ行使することを妨げられないこと、このことを理由とする解雇・免職を禁止することが規定されている。	コミューン、ランスティングにおいて、幹部職員として雇用されている者は、当該地方公共団体の議会議員の被選挙権がない。
フランス	イタリア	韓国
コミューン：職員は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない（ただし、職員を辞職した6ヶ月以後であれば、辞職前に自ら所属した団体の議会議員に立候補することができる。）。 デパルتمان・レジオン：一定の公職にある者（総局長、部長、次長、課長）は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない。また、管内のコミューン（デパルتمان）議会議員には原則として立候補することはできない。 ※ 職業公務員が立候補する場合、選挙期間中は休職扱いとなる。	コムーネ及びプロヴィンチア議会議員：一定の公職にある者※2は被選挙権を有しない。 レジオーネ議会議員：一定の公職にある者※3は被選挙権を有しない。	一定の公職者※4が立候補する場合、当該選挙日60日前までにその職を辞任しなければならない。

※注1 公勤務職員、職業兵士、短期志願兵士、裁判官。なお、官吏とは、公権的機能の行使を行う、公法上の勤務・忠誠関係にたつ公勤務の構成員を指す。また、公勤務職員とは、私法上の雇用契約に基づいて雇用されている職員を指す。

※注2 警察庁長官・副長官、各省庁の事務次官をはじめ各省庁において一定の職以上にある者、地方自治法典に列挙されている内務省の特定の職にある者、選挙区が管轄区域である地方長官、副地方長官、当該地方団体と同階層で別の地方団体において、それぞれ県知事及び県議会議員、シントゴ（市町村長）及びコムーネ議会議員、区議会議員を現役で務める者、当該地方団体の職員、当該県、コムーネ、又は区の区域内にある、過半数の資本を地方団体が出資した株式会社の関係者（地方自治統一法典第60～70条）

※注3 公務員のうち一定の警察関係者及び各省庁の一定の地位にある者及び裁判官、軍隊の将校など、州の区域内においてシントゴ、県知事、コムーネ理事、県理事を務める者（トスカナ州、1981年4月23日の州法第154号）

※注4 国家公務員法第2条に規定された国家公務員、地方公務員法第2条に規定された地方公務員（ただし、政党法第6条第1項但し書きの規定により党员となれる公務員（政務職公務員は除く）は、この限りではない。）、選挙管理委員会又は教育委員会の教育委員、他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者、政府投資機関管理基本法第2条に規定された政府投資機関（韓国銀行を含む）の常勤役員、農業協同組合・水産業協同組合・畜産業協同組合・農地改良組合・林業協同組合・葉たばこ生産協同組合又は人参協同組合（これら組合の中央会と連合会を含む）の常任役員とこれら組合の中央会長や連合会長、地方公企業法第2条に規定された地方公社と地方公団の常勤役員、政党法第6条第2号の規定により党员になれない私立学校教員、大統領令に定められたジャーナリスト

※ 兼職の禁止

イギリス	ドイツ	スウェーデン
地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の議員になることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員になることはできない。	市町村に勤務する者は、当該団体の議員になることはできない。 他の公務員も含め官吏は、連邦議会議員及び州議会議員、そして当該団体の議員との兼職が禁止されている（官吏がこれらの職に就任した場合は、官吏を辞職しなければならないわけではなく、一時的に停職すればよい。議員としての職務が終了した場合は、官吏に復帰することができる。また、兼職不能な官吏・公勤務職員の職を限定して法定し、兼職可能としている州もある。）。 ※ 官吏は、議員としての在職期間中、守秘義務と受贈の禁止を除き官吏としての権利義務が停止される。 ※ 一時離職制度※1が用意されている。 ※ 地方議会議員につく官吏には、原則として、議員として活動するために必要な有給休暇が認められる。	最高レベルの給与を受給している一般事務職員が地方議会議員になることは禁止されている。 それ以外の地方公共団体の職員は当該職員が勤務する団体を含めて団体の議会議員を兼務することはできるが、当該職員が地方議員として議会で所属する委員会は、職員として勤務している分野とは異なる分野でなければならない。
フランス	イタリア	韓国
デパルトマン議会議長・レジオン議会議長は、欧州議会議員、レジオン（デパルトマン）議会議長、メール、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員を兼任することはできない（収入・支出命令者と公会計官の分離の原則により、メール、デパルトマン議会議長、レジオン議会議長と、公会計官職の兼任は禁止されている。）。 2000年4月の公選職兼任制限法により、1人が兼任できる公職数や公職の組み合わせが法律で制限されることとなった。 議員の職務に毎日従事するというわけではない場合、必要に応じて所属団体に欠勤届を提出することにより、議員の職務を遂行することができる。	コムーネ評議会議長（SINDACO）は、プロヴィンチア評議会議長、コムーネ議会議員、プロヴィンチア議会議員及び区長とは兼職できない。（地方自治法典第63条）人口20000人以上のコムーネ評議会議長、プロヴィンチア評議会議長、レジオーネ議会議員は、国会議員と兼職できない。（1953年の法律）レジオーネ議会議員と、レジオーネ評議員、国会議員、その他の州議會議員、州評議員、欧州議會議員との兼職は禁じられている（共和国憲法第122条）。	地方議會議員は、一定の公職※2との兼職は禁止されている

※注1 官吏が議員としての期間を終えて3ヶ月以内に申請した場合には、当該官吏を申請後3ヶ月以内に元の公勤務関係に復帰させなければならない。申請しなかった官吏も、議員に二期以上在職しておらず、また、議員を終えた時点で55歳に達しておらず、かつ議員在職中に政府のメンバーになっていなかった場合、最上級勤務庁が元の公勤務関係に復帰させることができる。この際、在職期間が参入されることとなる。また、公勤務職員も官吏に準ずる取扱いとなる。なお、地方議會議員の職を兼職できないとされる官吏・職員については、連邦・州議会の場合と異なり、一時離職の制度が設けられていない。こうした職にある官吏・職員も地方議會議員に立候補でき、選挙準備のための休暇も認められるが、当選した場合、公勤務関係を終了させなければ、地方議會議員への就任受諾ができない（もっとも、無休の休職に付される場合、兼職可能な職に配置換えする場合などの余地はある。）。

※注2 国会議員及び他の地方議會議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員、国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外）、政府投資機関（韓国放送公社と韓国銀行を含む）の役職員、地方公社及び地方公団の役職員、農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合（これらの組合の中央会及び連合会を含む）の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長、政党法の規定により政党の党員となることができない教員